議案第９４号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求める。

平成３０年１２月１１日提出

清水町長　阿　部　一　男

１　相　手　方　[redacted]

２　損害賠償の額　金２５０，０００円

３　和解の内容　和解により当方側の過失割合 50 パーセント相当額を賠償するものとし、これ以外には相手側は今後一切の請求、異議の申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。

４　事故の概要　平成 30 年 11 月 13 日午前９時 15 分頃、清水町字御影南６線道路において、取付道路の道路排水用グレーチング上を通行の際、グレーチングが跳ね上がり、車両下部に接触し、エアタンクブラケット及びエアタンクに損傷を与えた。